

林業・木材産業改善資金貸付事業の運営について(林野庁長官宛て)

支 自主納付予定額等を十分に確認すべきであった額に対する国庫補助金相当額 26億3793万円

1 事業の概要等

(1) 林業・木材産業改善資金貸付事業の概要

林野庁は、林業従事者等が林業経営の改善等のために必要とする資金の貸付事業を行う都道府県に対して、資金の一部を国庫補助金として交付し、都道府県は、林業・木材産業改善資金(以下「改善資金」)を造成して、林業従事者等に対して、資金を無利子で貸し付けている。

(2) 林野庁における改善資金活用のための対応の状況

ア 平成13年次の検査結果に対する林野庁の対応

本院は、多額の繰越金が発生し、財政資金が効果を発現することなく滞留している事態について、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項として掲記したところである。そして、同庁は、貸付けが見込まれない額のうち、国庫補助金に相当する額を国へ自主納付できることとするなどの処置を講じている。

イ 20年10月の意見表示に対する林野庁の対応

本院は、改善資金が依然として貸付需要に対応した適切な規模となっておらず、改善資金において多額の繰越金を発生させている事態が見受けられたため、都道府県に対して自主納付の検討対象とすべき額(以下「自主納付検討額」)の算定方法等について自主納付制度の活用に関する指針の周知徹底を図るなどするよう、20年10月に林野庁長官に対して会計検査院法第36条の規定により意見を表示している。そして、同庁は、同年9月に自主納付の指針として、都道府県に対して通知(以下「20年度通知」)を発するなどの処置を講じている。

20年度通知によれば、都道府県は、原則として当年度から5か年度経過後に生じる繰越額(以下「想定繰越額」)の半分の額を自主納付検討額とすることとされている。想定繰越額は、貸付事業計画に記載する貸付見込額(以下「貸付計画額」)の毎年度の額を貸付実績の金額(以下「貸付実績額」)のうち直近5か年度で最大の額に置き換えるなどした上で、当年度から5か年度経過後までの資金収支を計算し、5か年度経過時点で生ずる収支差額とすることとされている(20年度通知で示されている算定方法を「林野庁通知算定」)。そして、算定した貸付計画額、自主納付検討額と当該自主納付検討額を基に決定した自主納付の予定額(以下「自主納付予定額」)等とを併せて同庁に提出することになっている。

ウ 都道府県による独自の算定方法に対する林野庁の対応

同庁はイ等の処置を講じたところであるが、都道府県の中には、貸付けの需要があると判断したことなどを理由として、毎年度の貸付計画額の算定を林野庁通知算定によらずに独自の算定方法により行うものがあった(当該独自の算定方法を「独自算定」)。そして、同庁は、林野庁通知算定では、貸付けの需要に対応できなくなることも考えられるなどとして、令和元年度から林野庁通知算定と併せて独自算定もできることとし、都道府県が独自算定をした場合は、林野庁通知算定に加えて、独自算定による貸付計画額及び自主納付検討額並びに自主納付予定額を提出させることにしている。

2 本院の検査結果

貸付事業を実施している46都道府県(注1)3年度末における資金造成総額計147億5058万円、うち国庫補助金相当額計93億2146万円)を対象として検査した。

(注1) 広島県は、平成22年度に事業を廃止している。

(1) 改善資金の繰越しの状況

令和3年度における46都道府県ごとの繰越しの状況をみると、42都道府県において資金造成総額の半分以上が翌年度に繰り越されており、改善資金の多くが十分活用されていない状況であった。

(2) 都道府県における貸付計画額及び自主納付検討額の算定並びにこれに対する林野庁の確認状況
上記の42都道府県における3年度の貸付計画額の算定方法についてみたところ、25都道府県は、^(注2)需要額調査の結果等から貸付けの需要があると判断したことなどを理由として、いずれも林野庁通知算定より高額となるような独自算定を行っており、25都道府県が独自算定により算定した自主納付検討額は、林野庁通知算定による自主納付検討額より低額となっていた。

しかし、独自算定による貸付計画額及び自主納付検討額に対する確認の状況について確認したところ、同庁は、林野庁通知算定とは異なる算定を行っているにもかかわらず、貸付計画額及び自主納付検討額の内容について根拠資料を提出させたり、貸付計画額及び自主納付検討額の算定結果について貸付実績額等と比較するなどしたりして、上記の内容及び算定結果の妥当性を検証した上で、疑義があるものについては貸付計画額及び自主納付検討額の再検討を求めるなどの十分な確認を行っていなかった。

(注2) 25都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、青森、宮城、山形、千葉、神奈川、新潟、富山、岐阜、静岡、愛知、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、山口、徳島、愛媛、高知、熊本、宮崎、沖縄各県

(3) 都道府県における自主納付の実施及びこれに対する林野庁の確認の状況

前記の42都道府県について、平成29年度から令和3年度までの5年間に^(注3)おける自主納付の実施状況についてみると、25都道府県は現在の資金造成総額が貸付需要に対応した適正な規模であるなど^(注4)として、自主納付を実施していなかった。一方、自主納付を実施している17道県においても、直近5か年度より前に多額の貸付実績があったことなどの理由で、自主納付検討額より少ない額での自主納付にとどまっているものが見受けられた。

そこで、自主納付予定額に対する同庁の確認の状況について確認したところ、同庁は、自主納付予定額の内容について根拠資料を提出させたり、自主納付予定額の算定結果について資金造成総額、貸付実績額等と比較するなどしたりして、上記の内容及び算定結果の妥当性を検証した上で、疑義があるものについて再検討を求めるなどの十分な確認を行っていなかった。

このように、同庁は、林野庁通知算定と異なる独自算定による貸付計画額及び自主納付検討額並びに自主納付予定額の内容について根拠資料を提出させたり、これらの算定結果について資金造成総額、貸付実績額等と比較するなどしたりして、上記の内容及び算定結果の妥当性を検証した上で、疑義があるものについて再検討を求めるなどの十分な確認を行っていなかった。そして、42都道府県のうち、林野庁通知算定により、自主納付検討額が発生しなかった3県を除く39都道府県の自主納付検討額を算定すると、計39億7700万円(国庫補助金相当額計26億5133万円)となり、この金額から、1県の自主納付実績額2010万円を控除した額である計39億5690万円(国庫補助金相当額計26億3793万円)について、自主納付予定額等を十分に確認すべきであったと認められた。

(注3) 25都道府県 東京都、京都、大阪両府、宮城、山形、福島、埼玉、新潟、富山、石川、福井、三重、滋賀、兵庫、奈良、山口、徳島、香川、愛媛、福岡、長崎、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(注4) 17道県 北海道、青森、秋田、茨城、栃木、群馬、千葉、神奈川、長野、岐阜、静岡、愛知、和歌山、岡山、高知、佐賀、熊本各県

3 本院が要求する改善の処置

同庁において、改善資金が貸付需要に対応した適切な規模で効果的に活用されるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 都道府県に対して、適切な貸付需要に基づいて貸付計画額及び自主納付検討額を算定するよう指導を徹底すること
- イ 林野庁通知算定と異なる独自算定による貸付計画額及び自主納付検討額並びに自主納付予定額の内容について都道府県から根拠資料を提出させたり、これらの算定結果について資金造成総額、貸付実績額等と比較するなどしたりして、上記の内容及び算定結果の妥当性を検証した上で、疑義があるものについて再検討を求めるなど十分に確認を行う体制を整備すること